

忘れていませんか？

…介護保険料（普通徴収／第4期分）…

平成25年度介護保険料普通徴収第4期分の納期限は10月31日です。

普通徴収（個別納付）の方は、すでに介護保険料第1期～第4期の納期限が過ぎていきますので、もう一度納付書をご確認願います。

ぜひ、みんなの老後をみんなで支え合うため、介護保険料の納入にご協力ください。

■未納者には督促状を發布

納期限が過ぎても保険料を納付されていない方には、督促状を發布いたします。

督促状が發布されると督促料（100円）がかかってしまいますので、お心当たりの方はご注意ください。

■特別徴収は年金から

保険料の徴収方法が特別徴収（年金から天引き）の方は、通知された金額を年金支給時に差し引かれることになっており、個別納付や個人的な手続き等は必要ありません。

■便利な口座振替を

各郵便局、銀行、農協、漁協等の金融機関で、介護保険料の口座振替ができます。手続きは簡単にできますので、ぜひご利用してください。

《必要なもの》

- ① 介護保険料納入通知書
- ② 通帳
- ③ 通帳使用印

【お問い合わせ先】

町民健康課
健康福祉グループ
(☎2-2453)

除排雪サービスについてご相談ください

町では、下記の方を対象に軽度生活援助事業（除排雪サービス）を実施します。除排雪に困っている方はご相談ください。

【対象者】

一戸建てに居住し、約500メートル以内に除排雪を援助できる身内（子または子どもの配偶者）が居住していない世帯で、次のいずれかに該当し、自力で除排雪が困難と認められる方が対象になります。ただし、自営業で事業活動を行っている世帯を除きます。

- ・70歳以上の方だけで構成されている世帯
- ・身体障害者手帳1・2級の障害がある方だけで構成されている世帯
- ・70歳以上の方と身体障害者手帳1・2級の障害がある方で構成されている世帯

【サービスの内容】

- 除雪
 - ・おおむね10cm以上の降雪時に行います。

- ・作業範囲は、玄関先から取り付け道路まで幅約2m以内。
- ※作業時間帯を指定することはできません。

● 排雪

- ・排雪サービスは、生活道路の確保のために除雪が困難になった場合に行います。
- ・排雪作業に係る移動時間も作業時間に含まれます。

● 利用者負担

- ・料金算定については、その月の作業時間の合計となります。（1時間未満は1時間とします。）
- ・1時間あたり

課税世帯	100円
非課税世帯	50円
生活保護世帯	免除



【お問い合わせ先】

町民健康課健康福祉グループ (☎2-2453)

(有料広告)

医療法人社団 陵仁会

【診療科目】産科・婦人科 小児科隣接



えんどう桔梗マタニティクリニック

産科・最新4D超音波・婦人科他(産前・産後の教室も充実)

院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋

【診療時間】	日(第2・4)	月	火	水	木	金	土
午前(9:00~12:00)	●	●	●	●	●	●	●
午後(14:30~18:00)	休診	●	●	手術日	●	●	休診
休診	日曜(第1・3・5)・祝祭日						

10月より
LDR(分娩室)新設
随時福祉/ハイヤーの送迎可(特別料金半額にて)。
福祉ハイヤー TEL.090-7654-5554

11月の日曜診療は、
10日・24日になります。

入院設備完備



初診の方でもPC、携帯、スマートフォンから24時間外来事前受付、分娩希望受付可。
問診票ダウンロード可。予約なしの来院も可。
ホームページ内のメールフォームからのご質問は24時間可。

函館市桔梗5丁目7-15
(桔梗駅前通り中の沢小学校前)

TEL(0138)47-3001